

平成 19 年度 事業報告

<はじめに>

当会は日本でもっとも古い歴史を有する、国内最大規模の環境NGOの一つとして、今年度も会の活動理念である「自然と人間が共存する豊かな社会の実現に資する」ため、さまざまな事業をおこなった。

保護事業の分野では特に「重要な野鳥の生息地保全事業 (IBA事業)」、「野鳥保護区事業」について力を 入れて取組んだほか、一昨年から引き続いて、風力発電による野鳥への悪影響の問題に取組んだ。

また、一般向けのフリーマガジン「トリーノ」の発行、子どもワークキャンプやレンジャー養成講座の実施、 野鳥図鑑「フィールドガイド日本の野鳥」の 25 年ぶりの改訂発行などを行い、国民の幅広い層に対して当会 の活動や野鳥保護、自然保護の重要性の普及に努めた。

<各事業の結果>

I 自然保護事業

1. 重要な野鳥生息地の保全

当会はこれまで、鳥類の生息地として全国的に重要な場所の保全のため、不要な開発を止めあるいは保護区 化をはかる活動に、支部をはじめとする様々な団体と協力しながら取り組んできた。

平成 13 年度からは、保全が急がれる場所を明確にするため、国際的に重要な鳥類等を指標にした重要度の基準(IBA基準)を満たした重要野鳥生息地(IBA, Important Bird Area)のリストアップを開始し、平成 16 年度までにIBA基準生息地として 167 ヶ所を認識して、リストを公表した。IBA基準は国際版レッドデータブック種や固有種の生息地、大規模な生息地といった保全上の重要度の高い、国際的に重要と認められる基準である。

また、国内の注目度を高め保全への取り組みをより広範なものとしていくため、各 I B A の現況に関するアンケート調査を実施し、地域で活動されている方をサポーターとして情報提供をお願いし、ホームページによる情報公開を行った。

そしてこれらのうちでサンクチュアリを中心としたサイトの保全活動と、支部等で取り組んでいるIBAの保全活動の支援を行い、保全措置が不十分な各地のIBAの保全レベルを上げて行く活動に取り組んでいる。今年度は引き続き以下のことを行った。

1) IBAの重要性、リストの内容と各IBAの保全状況についての広報活動として、今年度は今まで不足していた広く一般に知らせることを重点に行った。当会発行のビジュアルフリーマガジン「トリーノ」(50

万部発行)への記事掲載、上記記事を通じた一般向けの普及パンフレットの配布のお知らせ、一般書籍『生態学からみた自然保護地域とその多様性保全』(講談社サイエンティフィク)への寄稿を通じて注目度を高めた。

また、ホームページでは、保護指定状況のページを新設し、全国 167 ヶ所の I B A について、保全の危急度に関するランク付け、ラムサール条約湿地や水鳥フライウェイへの登録状況、ラムサール条約湿地の基準に該当する地点のリスト、R D B 種の生息状況などを新たに公開した。

法的指定の状況では、法的に保護指定があるサイトが 71 ヶ所 (43%)、指定が不十分、もしくは情報 不足のサイトが 37 ヶ所 (22%)、指定がないサイトが 59 ヶ所 (35%) であった。またすでに消失してしまったサイトが 1ヶ所、「生息地の機能を喪失させる大規模な環境改変事業が進行中もしくは計画中のサイト」が 2ヶ所 (諫早湾、泡瀬干潟)、「生息地の機能を喪失させる恐れのある環境改変事業が進行中もしくは計画中のサイト」が 3ヶ所 (東京湾奥部・多摩川河口、吉野川下流域、草垣群島) あった。

湿地についてラムサール条約による重要湿地への登録状況をみたところ、既にラムサール条約湿地となっているサイトが2箇所、一部のみ登録されているサイトが20ヶ所、未登録のサイトが103ヶ所であることが分かった。

全国 167 ヶ所の I B A の最新情報については、野鳥保護資料集「I B A 白書 2007」にまとめて出版した。

- 2)各IBAで生息地の保全活動に取り組んでいる団体の活動や関係する自治体等に役立てていただく資料として、野鳥保護資料集第23集「IBA保護保全ハンドブック」を発行した。「IBA基準の具体的紹介」「土地を担保する法律の仕組み」「成功事例(藤前干潟、仏沼)の紹介」をとおして、法的担保のないサイトに網をかけるためのノウハウ、事例をまとめた。
- 3)日本国内の重要度を加味した国内 I B A 基準づくりに向けて、ヨーロッパの地域 I B A 基準について情報収集を行った。
- 4) 各 I B A のうち全国 10 カ所における支部等の活動について支援を行った。またサンクチュアリ周辺の 2 カ所の保護問題に対応した。

<支部等支援>

- *仏沼(青森県) ラムサール条約湿地としての保全と活用のため、市の仏沼保全活用協議会へ参加
- *伊豆沼(宮城県) 平成18年度以来対応してきた温泉排水問題が、事業者の計画表明中止により決着
- *東京湾奥部多摩川河口(東京都、神奈川県) 神奈川口開発に伴う干潟上空への架橋問題への対応のため、 神奈川支部主催の「多摩川河口を考えるシンポジウム」を支援
- *吉野川河口(徳島県) 道路事業に伴う干潟上空への架橋問題に対応
- *諫早湾(長崎県) 干潟を消失させた干拓事業の完工式にあたり抗議のアピールを表明
- *有明海奥部三池島(福岡県) 希少種ベニアジサシ繁殖地の保護管理のため、筑後・熊本支部主催の「三池島の保全を考えるシンポジウム」を支援、出演
- *泡瀬干潟(沖縄県) 埋立て問題に対し沖縄市からの意見照会回答を通じ埋立て反対を表明
- *与根・具志干潟(沖縄県) 保護区指定に向けてクロツラヘラサギの生息状況の調査

【以下追加登録候補地】

- *渥美半島(愛知県) ヘリコプター訓練場設置問題に対応
- *伊勢湾奥部木曽岬(三重県、愛知県) 湿地のレクリエーション施設化の反対のため、支部のチュウヒサミット 2008 の企画準備に協力

<サンクチュアリ周辺>

- *勇払原野(北海道)遊水地設置、土地利用計画に対し湿地保全を要望
- *片野鴨池(石川県)隣接する福井県あわら市における風力発電計画によるガン類の衝突の危険性に対し危惧を表明
- 5) 生息地と生息環境に関する政策提言

生物多様性国家戦略の改定にあたって、中央環境審議会小委員会において「重要生息地の目録整備」として I B A について紹介し提言を行った。その結果、「生物多様性の保全上重要な地域(ホットスポット)を 選定する」という形でその考え方が戦略に取り入れられた。(I-3-6)参照)

鳥類の生息環境としての水田の重要性について、平成 20 年の韓国におけるラムサール条約締約国会議に向けて、他団体と協働して水田における鳥類の保全について知見をまとめ、締約国会議における水田の保全に関する決議案提出を日韓両政府への働きかけに参加した。この結果、両政府から決議案が提案される見込みとなった。

2. 野鳥保護区事業

IBAの中でも、特に絶滅危惧種であるタンチョウ及びシマフクロウの生息地について、当会の野鳥保護区として、新規設置や既存の保護区の維持活動を行った。

- 1) タンチョウについては、協定および購入により3ヶ所の新規野鳥保護区を設置した。シマフクロウについては、購入により1ヶ所新規野鳥保護区を設置した。また、既存の野鳥保護区において維持活動を実施した。
- (1) タンチョウについては、明治乳業(株)と協定を結び同社の社有地 2 カ所合計面積 467.3ha を、また 三菱UF J 信託銀行(株)からの寄付で 1 カ所 34.8ha を買い取り、 3 カ所、502.1ha の野鳥保護区を 設置した。これによりタンチョウのための保護区は、合計 19 ヶ所、2164.2ha となった。
 - シマフクロウについては、日高地方において1カ所66.2haを買い取り、野鳥保護区を設置した。これによりシマフクロウのための保護区は、合計3ヶ所、87.1haとなった。"
- (2) 既設保護区内のタンチョウおよびシマフクロウの繁殖状況等については、地上調査を実施するとともに、研究者からも情報を収集した。結果、当会設置の野鳥保護区をタンチョウ 24 つがい、シマフクロウ 2 つがいが繁殖に利用した。

また、野鳥保護区の生息環境保全を図るための巡回監視や立ち入り禁止標識設置、牧柵補修、案内看板設置などの管理を行った。

2) 野鳥保護区事業の存在と意義を広く普及、PRするために、雑誌トリーノにて2回広報した。また(社) 日本ナショナル・トラスト協会の協力により、250万部発行している全日本空輸株式会社の機内誌「翼の 王国」に、野鳥保護区と活動が掲載された。

また、野鳥保護区を訪れるツアーを奥多摩支部と企画し、24 名が参加。あわせて、一般向けの少人数の野鳥保護区ツアーを企画、実施し、6名が参加した。

学生によるワークキャンプでは、夏期8名、冬期8名が参加、牧柵 250m の設置、ヤナギ等 200 本の植樹、フクロウ用巣箱4 個を設置した。

3. 保護問題への対応-風力発電対策

地球温暖化防止のための自然エネルギー源として風力発電の設置が国策として推進されているが、設置基数が増えるに従い風力発電施設に野鳥(猛禽類の希少種を含む)が衝突し死亡する等の影響が報告されるようになって来た。しかし現状では国内における情報や知見が不足しており、また影響を軽減しながら風力発電を推進するための法的枠組みについても整備が遅れている。こうした状況を解消し、風力発電の導入促進と野鳥への影響を回避、最小化との両立を実現するため、下記のことを行った。

- 1)海外の先進事例の視察のため、米国を訪問して先進の調査方法等を研修した。また政府主催のヨーロッパ 視察に参加しスペインとドイツを訪問しヨーロッパの実情を把握した。
- 2) 8月に都内で「野鳥と風力発電・ワークショップ」を実施し、風力発電の環境影響評価の現状と課題についてとりまとめを行った。各地で調査研究を行っている方々や環境省などの行政担当者、アセスメントの専門家等 10 名に講師としてご出演いただき、50 名の参加者を得て、6 地域の調査研究事例とアメリカでの視察結果を紹介し、環境影響調査をめぐって、方法論、事例、制度についての事例報告を受け、意見交換を行った。
- 3) 鳥類への影響が懸念される 10 地域の計画について、支部等とともに対応策を検討した。 なかでも福井県あわら市における風力発電施設計画については、市主催の「風と生き物シンポジウム」

において、ガン類の調査結果から立地選択の見直しが必要と指摘。事業者から衝突の恐れのある季節、時間帯に風車の稼動を一時停止することを検討するとの発言を引き出した。

- 4) 野鳥に悪影響を与えない風力発電のあり方について政策提言については、環境省と資源エネルギー庁の設置した「風力発電施設と自然環境保全に関する研究会」に検討メンバーとして参加し、野鳥保護の観点から、環境影響評価等の方策について提言した。その結果、8月に公表された論点整理に次の5項目が盛り込まれた。
 - ①風力発電の推進と自然環境保全の両立の必要性
 - ②行政が中心となったバードストライクの実態把握の必要性
 - ③野生生物保護上重要な場所の把握の必要性
 - ④センシティビティ・マップの作成の必要性

⑤住民や関係者への情報公開と合意形成プロセスの重要性

5) 普及啓発

- *機関誌「野鳥」4月号において、「野鳥と風車」の特集記事を掲載した。
- *「通販生活」2007年夏号の座談会記事「『風力発電による環境破壊』をめぐって大論争!」に出席し、野鳥 保護についてコメントした。
- *6月に足利工業大学において行われた風力エネルギー利用総合セミナーにおいて、風力発電の事業者や研究 者等約250名に対し、「鳥類の保全と風力発電設備」の演題で、鳥類への影響の概説、環境影響評価に関す る制度の問題点と課題について講演した。
- *トリーノ3号において、一般の方に風力発電における事故をなくす必要性を訴える記事広告を掲載した。

4. 保護問題への対応ーその他

その他、以下に取り組んだ。

- 1)全国の野鳥生息状況を把握するため、森林・草原の定点のベ140カ所で生息状況調査を行った。(環境省モニタリングサイト1000調査の一環)95名の調査員の協力を得て、繁殖期にコア・準コアサイト、一般サイトの計90カ所で調査を実施した(越冬期調査地50カ所予定)。この調査はこれまでの3年間で、越冬期3回、繁殖期3回、のベ320コースでの調査で調査員計484人にご協力をいただき、これまで外来性鳥類を除き、繁殖期180種、越冬期149種、環境別では森林168種、草原176種、計222種を記録した。このうち絶滅危惧種(レッドリスト掲載種)は22種が記録された。サイトの平均記録種数は繁殖期21.7種、越冬期18.2種であった。
- 2) 絶滅のおそれのある種 (レッドデータ種) の中で注目すべき種として、生息数が少なく危機のランクが上がっているタカの一種チュウヒについて、分布や生息状況についての調査を行った。

また東アジアだけに分布するクロツラヘラサギの保護のため、越冬地で保護指定のされていない沖縄県豊見城市の与根・具志干潟(IBA基準生息地)等における生息状況等を確認した。1月に同地で環境省の委託で緊急捕獲を行い、釣り糸による傷病個体を保護した。傷病個体は沖縄県により治療とリハビリが行われ、2月に同地で放鳥された。

- 3) 野鳥の種の生息状況、生態、保全上の課題や手法についての論文雑誌として、野外鳥類学論文集 S t r i x の第 25 巻を 6 月に発行し、また第 26 巻 (2008 年 4 月発行予定) について編集を行った。
- 4) 絶滅のおそれのあるナベヅル、マナヅルの越冬地分散のため、伊万里市においてモデル事業を継続し、事業地である長浜干拓地において、伊万里市、伊万里鶴の会、長崎野生生物環境研究所、東山代小学校5年生児童47名とともに誘致用デコイの設置を行い、また以降の越冬状況について逐次ホームページにて公開した。長浜干拓地ではマナヅル7群30羽が延べ146日、ナベヅル2群317羽延べ3日滞在し、うちマナヅル2羽は11月上旬から2月まで112日にわたって越冬し、これは本事業開始以来最長の記録となった。

- 5) 野鳥の種の生存を脅かす密猟や違法飼育を根絶し、輸入をなくすため、第15回野鳥密猟問題シンポジウムin和歌山を12月1~2日に和歌山市において開催した。63名の参加者を得て、屋久島等におけるメジロの密猟の実態とその防止、犯罪者検挙における行政や警察との協力、輸入鳥への個体識別標識装着等、先進事例について情報を交換した。
- 6) 自然保護に関わる政策や制度の検討への対応として、以下の活動を行った。
 - *政府の生物多様性国家戦略の改定に際し、意見陳述を行った。この結果、1-5)で述べたホットスポットの選定の他、田園地域・里地里山の保全の重視、愛がん飼養制度の再検討、といった事項が取り入れられた。
 - *鳥獣保護法における狩猟鳥獣の変更に際し、ウズラの捕獲等の禁止措置については保護上有効と考えられることから賛成、カワウの狩猟鳥化については被害対策に役立つかどうか科学的に確認されておらず、むしろ非狩猟区への被害の集中などマイナスになりかねないことから、反対した。ウズラの捕獲等禁止は実現したが、カワウの狩猟鳥化は残念ながら実施され、実施に当たって問題点を指摘した。

Ⅱ 普及事業

1. 野鳥がすむ豊かな自然のすばらしさの普及

- 1) 一般への普及事業として下記を行った。
- (1) はじめての方、特に一般の方(非会員)が参加しやすい探鳥会のプログラムや運営のあり方を検討する ために、全国の支部と探鳥会をテーマとした情報交換を行った。一般層を取り込むための工夫や今後の 探鳥会等の運営のノウハウを共有した。
- (2) 道の駅等でイベントや講演会を企画実施し、特に一般非会員を中心に、野鳥や地域の自然とふれあう場を提供した。また、東京バードフェスティバルをはじめ大規模イベントにブース出展し、野鳥の魅力や当会の取り組みをのべ3,758名に発信した。
- (3) テレビ、ラジオへの出演や取材対応を行い、野鳥の知識や保護思想の普及、会の活動のPRをのべ 68 件行ったほか、企業や学校からの講演、講師依頼に対応し、のべ 63 件、約 2,970 名の幅広い年齢層に 野鳥や自然の魅力を伝えた。
 - また 13 年目の「ヒナを拾わないで!!」キャンペーンを実施し、巣立ちビナへの正しい対処方法の普及を行った。キャンペーンポスター14 万部を発行し学校、公共機関等を中心に配布した。
- 2) こどもへの普及事業として下記を行った。
- (1)「子どもワークキャンプ・タンチョウレンジャーにチャレンジ!」と称し、夏休みの子どもたち(小学4~6年生)を対象に、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリにて2泊3日の環境保全ワークキャンプを行った。全国各地から集まった25名の子どもが、タンチョウや釧路湿原の自然とふれあい、湿原を守る「そだ木つくり」活動を体験した。子どものみを対象としたキャンプの企画は当会初めてであり、事前、事後で毎日新聞ほか新聞6紙、親子向け雑誌1誌と、広くメディアに取り上げられた。

(2) 日常の生活の中においても子どもたちが野鳥や自然とかかわりを持てるように、学校や身近な環境で楽しめる子ども向け小冊子「野鳥の世界へのパスポート」2万部の無償配布を行った。

3) 支部間の情報交換支援など

支部の探鳥会の広報等支援により活動の普及を促進し、また、より安全な探鳥会運営のバックアップとして各支部の探鳥会保険加入を行った。

4) 人材育成

普及活動、保全活動の担い手となるボランティアやプロのレンジャーを育成するため、レンジャー養成 講座を4回(のべ64名)、企業社員向け探鳥会リーダー研修会を1回(15名)実施した。

2. 出版物刊行や物品販売による会の活動の普及

- 1)約25年ぶりの改訂によって「フィールドガイド日本の野鳥 増補改訂版」を発行したほか、各種オリジナル出版物の発行、販売により、活動の普及、収入確保に努めた。
- 2) オリジナル商品を主軸として、通信販売、法人や行政向け販売、支部向け販売、店頭での対面販売を展開し、収入の確保と拡大に務めるとともに、会の活動の普及に役立て、出版物販事業等による収入として合計約 202,500 千円、目標額の 96.4%を得た。

またオリジナル商品として新たにザック、双眼鏡ストラップ、バードセイバー、風呂敷、ブックカバー、 ぬいぐるみ等を企画制作し、計 32 アイテムを新しく発売した。

Ⅲ サンクチュアリ事業

1. 各サンクチュアリにおける事業

- 1)全国の各サンクチュアリにおいて、普及活動やモニタリングなどの保全活動を行うとともに、各サンクチュアリの特長を生かし、自然系施設のモデルとなるような事業を行った。
- (1) サンクチュアリ全体

サンクチュアリ全体での約29万人の来園者の利用があった。各サンクチュアリにおいて、鳥類のモニタリング調査はセンサス29コースのべ155回、水鳥等の個体数カウントを275回、観察会などの行事を654回。ボランティア活動受け入れのべ7千人など、継続した取り組みを行った。

(2) 各サンクチュアリ

春国岱ではラムサール登録地利用モデルづくりのためのバスツアーや根室バードフェスティバルの実施、 豊田ではサシバの住める森づくりを目指したカエル類増殖、鴨池ではふゆみずたんぼ事業やオオクチバス 等防除モデル事業、三宅ではウチヤマセンニュウやカンムリウミスズメの調査や観察会、東京港ではカモ 類越冬数増加事業など、各サンクチュアリで自然系施設のモデルとなるような事業を行った。

- 2) 鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリ 20 周年を期に、タンチョウ保護のこれまでの活動整理と今後の活動 について、東京および鶴居村おいて、シンポジウムを開催し多くの方々との共有を図った。また、20 周 年記念誌、写真集、記念切手シートなどを作成、配布し、タンチョウ保護の普及と支援の呼びかけを行っ た。
- 3) ウトナイ湖サンクチュアリにおいて勇払原野の法的な保全の担保にむけて、鳥獣保護区の設置や遊水地と しての保全と活用の提案を行った。

2. 全国自然系施設との連携

全国各地の自然系施設に対し、地域の自然保護活動の拠点としての機能向上をはかるため、さまざまな取り 組みを行った。

- 1) 一般向けに自然系施設の基礎情報を発信し、利用促進を図って自然系施設の社会的地位の向上を目指すため、昨年度調査を行った全国の自然系施設の基礎情報を掲載した自然系施設総覧を6月に発行し、1036部の配布を行った。
- 2) 自然系施設向けに、当会サンクチュアリの事例紹介などを掲載したニュースレター「施設サポート」を2 号発行し配布した。このほか、自然系施設の現状について「国立公園」(2800 部発行)(国立公園協会発 行)への原稿執筆や野生生物保護学会大会で発表を行った。
- 3)前年度までに作成したタンチョウティチャーズガイドおよびガンカモティチャーズガイドの利用講習会を実施した。
- 4) 施設の運営スタッフやスタッフを目指す人材を対象に、研修会を実施し、施設運営者の質的向上に資する 取り組みとして、ウトナイ湖サンクチュアリおよび横浜でレンジャー養成講座のフォローアップ講座を開 催した。また、福島県内、兵庫県内の自然系施設でスタッフむけの研修会を実施した。

IV その他

1. 野鳥誌発行などの広報事業

1) 野鳥誌発行

会員を対象に年 12 回予定通り発行した。内容は、会員の投稿を中心にした号、会の活動を伝える号、 科学や文芸など野鳥に因むテーマ性をもった号の3つのタイプによる誌面づくりを行い、会員参加、活動 報告、会の理念の普及を行った。

2) トリーノ発行

広く一般を対象に、自然をテーマにしたビジュアルフリーマガジン『Toriino』を年4回発行した。その結果、『Toriino』を通じて、読者の拡大を始め、当会の取り組みへの理解、また一定数の入会及び寄付、さらに新たに企業等と事業をタイアップする関係が構築されるなど当会支援者の拡大が図れた。

3) ホームページ運営

野鳥や自然に関わる幅広い情報や当会の活動情報などを掲載し、野鳥と親しむ楽しさを伝えるとともに、 当会支援者層の拡大を図った。

今年度は会の活動や情報を伝える会社案内的なサイトと、野鳥や自然を楽しむポータルサイト「BIRD FAN」の2つに分け、それぞれの充実をはかった。

2. 会員や支援者拡大などの事業

1) 支援者の拡大

野鳥誌の会員外への配布、トリーノ配布、ホームページ運営等を通じて、支援者層の拡大を図った。 今年度中に商品購入や寄付等の支援をいただく「サポーター」は前年度より 122 名減少して 6,663 名、 会員・支援者情報管理システムへの登録者数合計は 9,058 名増加して 183,412 名となった。

2) 会員の拡大、維持

支援者層を中心にキャンペーン、ダイレクトメールなどの働きかけで新入会員の増加を図るとともに会員 数の維持を目指した。

期末会員数は前年度より876名減少し44,147名、新入会者は117名増加して2,231名となった。

3) その他

タンチョウDVDの配布など行った。

(1) タンチョウDVD

オリジナルアニメーション映画「ワイルド・バード・シンフォニー第1番『白いファンタジア』」の完成 試写会を、東京と札幌で実施。制作者らのトークショーや小学生の合唱披露などを行い、それぞれ約 450 名を集客し盛況だった。

本作品のDVDは、全国の児童養護施設、母子生活支援施設、児童館など約4千ヶ所へ寄贈した。

3. その他

1) 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革へ対応するため、新制度対応検討委員会(委員長:佐藤仁志副会長)を設置、第一次 答申がまとめられ、支部等に対する意見募集を行ったほか、情報収集、整理などを行った。

2) 事務所移転

経費節減、二極分散解消、情報セキュリティ確保等のため、10月に東京都品川区西五反田に事務所を移転した。